

～町の組織の一部が変わりました～

総務課

☎096・234・1140

行政係

- ・職員人事、福利厚生、条例・規則の制定改廃、選挙などに関すること

庶務係

- ・文書の収発、情報公開、個人情報保護、行政区などに関すること

財務係

- ・予算編成、財政運営、町有財産管理、工事入札などに関すること

消防係

- ・消防に関すること

企画課

☎096・234・1115

企画政策係

- ・町振興計画、陳情請願、行財政改革などに関すること

地域振興課

☎096・234・1154

地域振興係

- ・企業誘致、定住、公共交通、情報発信などに関すること

商工観光係

- ・商工業・企業振興、観光、物産振興などに関すること

くらし安全推進室

☎096・234・1167

くらし安全推進係

- ・防災・防犯などに関すること

税務課

☎096・234・1112

住民税係

- ・町県民税、国民健康保険税、税証明などに関すること

固定資産税係

- ・固定資産税、地籍調査の情報管理などに関すること

徴収係

- ・町税、国民健康保険税および県民税の徴収などに関すること

住民生活課

☎096・234・1113

住民係

- ・戸籍、住民基本台帳、国民年金、各種届出および証明などに関すること

保険係

- ・国民健康保険、後期高齢者医療などに関すること

福祉課

☎096・234・1114

社会福祉係

- ・民生・児童委員、生活保護、消費者行政、高齢者福祉などに関すること

子ども・障がい福祉係

- ・児童福祉、児童手当、子ども医療、障がい者の福祉などに関すること

介護保険係

- ・介護保険に関すること

環境衛生課

☎096・234・1169
☎096・234・0755

■総務課の3係の改編

総務課内の体制の充実強化を図るため、職務分掌の見直しを実施して改編しました。

役場組織内部に係る人事や服務および法制執務を充実させるため、旧総務係を行政係としました。また旧財政係に管財部門を統合し、契約関係の一元管理する財務係を設置。消防係を除くそのほかの業務について執り行う庶務係を設置しました。

■企画課から地域振興課を新設

政策立案機能を充実させ、今後の地方創生に対応した体制を強化する目的で、企画課の業務を分割して地域振興課を新設しました。企画課には、全庁的な政策立案、統計および今後の行政運営を全庁的に運用する行財政改革などを担当する企画政策係を設置。

また地域振興課には、定住施策、人口増対策などの地方創生に係る事業を推進するため、定住事業、企業誘致、情報発信などを担当する地域振興係、商工観光などを担当する商工観光係を設置しました。

■平成30年度

【企画課】

企画政策係

【地域振興課】

地域振興係

商工観光係

■昨年度まで

【企画課】

企画政策係

行革情報係

商工観光振興係

■平成30年度

【総務課】

行政係

財務係

庶務係

■昨年度まで

【総務課】

総務係

財政係

文書管財係

甲佐町組織図

(平成30年4月1日～)

教育委員会

社会体育係

社会教育係

社会教育課

学校給食センター

学校教育係

学校教育課

議会事務局

町民センター

包括支援センター係

総合保健福祉センター係

総合保健福祉センター

会計係

会計課

住宅係

建設係

管理係

建設課

農地係

整備係

経営係

農政課

水道係

環境衛生係

・成人・青少年教育、公民館など社会教育施設の管理運営などに関すること
・体育振興、社会体育団体などの育成および支援などに関すること

☎096-234-2447

☎096-234-0255

・学校その他教育機関の設置・管理および廃止などに関すること
・学校給食などに関すること

☎096-234-0102

☎096-234-1198

☎096-234-2459

・町民の健康相談、健康診査、保健指導、予防接種などに関すること
・国民健康保険・介護保険などの被保険者の包括的支援、介護予防などに関すること

☎096-235-8711

・現金・有価証券・物品の出納および保管などに関すること

☎096-234-1195

・公営住宅の整備・管理、民間住宅などに関すること

・公共土木施設の工事・災害復旧工事、交通安全施設工事などに関すること

・町道・町管理河川、法定外の道路・水路の管理などに関すること

☎096-234-1183

・農業委員会、農業者年金、農業経営基盤強化などに関すること

・農林業施設の整備・管理および災害復旧などに関すること

・農業経営、農畜産物の生産振興、農業振興地域整備計画などに関すること

☎096-234-1176

・上水道、簡易水道、水道給水施設などに関すること

・ごみ・し尿処理、産業廃棄物、公害の防止、水質保全などに関すること

※名称などに変更のある係は緑色太字で表示しています

■税務課の係の再編

税務課は、課税係を分割し、住民税係と固定資産税係を設置しました。特に、固定資産税係を設置することにより、相続登記がなされない不動産などについての適正課税を強化します。公平公正な税行政を推進します。

■農政課の係の再編

農政課については、農林振興部門の強化を図るため、農業経営部門および今後実施が予定されている農業基盤整備事業の推進などの施設整備部門を分割。整備係と経営係を設置しました。

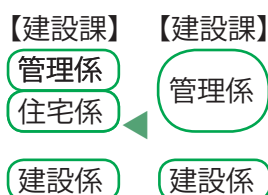
■建設課の係の再編

建設課については、現在進められている災害公営住宅や子育て支援住宅の建設、管理、町営住宅の長寿命化および建て替え事業などのほか、民間の住宅への対応などを強化するため、住宅係を設置しました。

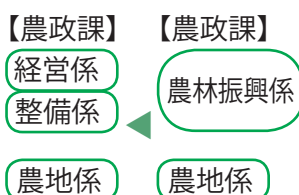
■町水道管理センターに環境衛生課は移動しました

環境衛生課環境衛生係は昨年度まで役場庁舎2階にありましたが、町水道管理センターに移動しました。

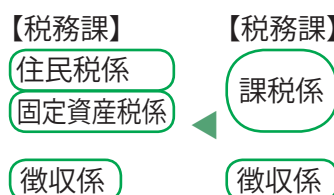
■平成30年度 ■昨年度まで



■平成30年度 ■昨年度まで



■平成30年度 ■昨年度まで



▼お問い合わせ先 町総務課 ☎096-234-1140 (内線221)

平成30年度町組織人事異動

今年度もよりよい行政サービスを目指します

■平成30年4月1日付け町組織人事異動

- 総務課▼同課審議員「兼庶務係長」・奥村伸二（上益城広域連合事務局長）▼行政係長・奥名雄吉（同課総務係長）、同係・高森麻里（熊本県市町村課派遣）▼庶務係・中村聡健（企画課）▼財務係長・羽柵田直美（同課財政係長）、同係・郷史嘉（税務課）
- 企画課▼企画課長・一圓秋男（熊本県中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会事務局長）▼企画政策係長・田上和広（税務課課税係長）
- 地域振興課▼地域振興課長・北畑公孝（企画課長）、同課長補佐・木山真由美（企画課長補佐）▼地域振興係長・木村徹（企画課行革情報係長）、同係・池田りか（企画課）、山村豪（農政課）、山下智晴（税務課）▼商工観光係長・内田健司（企画課商工観光振興係長）、同係・中川慎士（建設課）
- 税務課▼住民税係長・久米修永（同課）▼固定資産税係

- 長・松野洋幸（福祉課社会福祉係長）▼徴収係・高見拓郎（農政課）、石橋拓也（同課）
- 住民生活課▼保険係・松本里穂（新規採用）
- 福祉課▼社会福祉係長・田上美紀（企画課）、同係・浅木友治（農政課）▼子ども障がい福祉係長・緒方文代（同課）、同係・緒方綾子（総務課）、河田朋華（新規採用）
- 農政課▼同課審議員「兼整備係長」・川端励志（同課審議員兼農林振興係長）▼経営係長・甲斐高士（企画課企画政策係長）、同係・吉永巧（町民センター）▼整備係・丘誠一郎（新規採用）、河村敏治（任期付更新）▼農地係「兼農業委員会事務局」・本田裕一郎（再任用更新）
- 建設課▼建設課長補佐・南智彦（国土交通省九州地方整備局）▼管理係・西口明日香（新規採用）▼建設係・伊佐坂光輝（任期付更新）、松岡竜也（新規採用）▼住宅係長・田上大助（学校教育課学校教育係長）、同係・小柳弘美（任期付更新）

- 町民センター▼町民センター・松岡博信（会計課会計係長）
- 議事事務局▼議事事務局事務長「監査事務事務長兼務」・早崎伊津子（総務課文書管財係長）
- 学校教育課▼学校教育係長・山本洋子（議事事務局事務長兼監査事務事務長）、同係・木村智香（住民生活課）
- 社会教育課▼社会教育係・甲斐敬大（企画課）、中野尚（福祉課）、上高原聡（新規採用）

■出向派遣

- 上益城広域連合へ派遣▼福祉係長・美濃田知也（福祉課子ども・障がい福祉係長）
- 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会へ派遣・後藤理恵子（学校教育課）
- 県総務部市町村・税務局市町村課へ派遣・吉川英徳（総務課）

先

※「かつこ」内は兼務、（かつこ）内は旧職または旧所属

■平成30年4月1日中長期的派遣職員併任辞令

熊本地震の発生に伴い、町では平成28年度から震災復興のため、県内外から多数の派遣職員の方にご支援をいただいています。

- 建設課▼建設係・奥園達也（鹿児島県薩摩川内市）、上谷圭吾（鹿児島県鹿児島市）、長岡恵輔（鹿児島県伊佐市）、蒲ヶ原敬嗣（鹿児島県鹿児島市）▼住宅係・野付祐司（鹿児島県出水市）
- 農政課▼整備係・徳丸裕祐（山鹿市）、宮崎康徳（熊本県土地改良事業団体連合会）

▼お問い合わせ先

町総務課
☎096・234・1140
(内線221)

介護保険料は制度を支える大切な財源 皆様のご理解とご協力をお願いします

■介護保険料は3年ごとに
直して変更されます

介護保険料は3年ごとに見直され、平成30年度からは第7期（2018～2020年度）の新しい保険料になります。

今回の改正では、介護保険の利用者の増加や介護報酬改定などにより、給付費の増加が見込まれ、保険料の上昇を抑えるために、町の介護給付費準備基金を取り崩すことで、保険料の抑制を図りましたが、保険料を上げざるを得なくなりました。

保険料を年金から天引きされる特別徴収の被保険者には、4月に仮徴収額の通知を送付していますが、平成29年分の所得総額および平成30年度の住民税額が6月に決定されるために、その後、新しく決定した保険料の通知書を特別徴収の被保険者および普通徴収（納付書および口座振替での徴収）の被保険者に送付します。

皆さんに納めていただく保険料は、制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

（内線141・142）

■65歳以上の人の（第1号被保険者）の平成30年度からの介護保険料（年間）

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	①生活保護受給者②住民税非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給の者③住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.45	35,100円
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	基準額×0.75	58,500円
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者		
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.9	59,940円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	基準額	78,000円
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	93,600円
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	基準額×1.3	101,400円
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額×1.5	117,000円
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が300万円以上の者	基準額×1.7	132,600円